

熊本県公報

目次

告示
家畜伝染病に係る届出 (畜産課)

公告
平成十四年熊本県准看護婦試験の実施 (医務福祉課)

登載依頼
天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議の開催 (天草地域保健医療推進協議会)

環境審議会廃棄物部会の会議の開催 (環境審議会廃棄物部会)

告示

熊本県告示第八百六十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、公示する。

平成十三年十一月十二日

熊本県知事 潮谷 義子

病名	区分	発生日	発生場所	発生頭数	適用
31ネ病	患者	平成十三年十月三十一日	菊池郡旭志村	一戸一頭	乳用牛

公告

熊本県公告第七百六十五号

保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、平成十四年熊本県准看護婦試験を次のように実施する。

平成十三年十一月十二日

熊本県知事 潮谷 義子

一 試験日時

平成十四年二月十五日（金） 午前十時から正午まで

二 試験場所

熊本県立大学 熊本市月出三丁目一番百号

三 試験科目

解剖生理、栄養、薬理、病理、微生物、保健医療、関係法規、精神保健、基礎看護、成人看護、老人看護及び母子看護

四 受験資格

次の各号の一に該当する者であること。

(一) 文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（平成十四年三月までに修業する見込みの者を含む。）

(二) 厚生労働大臣の定める基準に従い、知事の指定した准看護養成所を卒業した者（平成十四年三月までに卒業する見込みの者を含む。）

(三) 保健婦助産婦看護婦法第二十一条第一号、第二号又は第四号に該当する者（平成十四年三月までに卒業する見込みの者を含む。）

(四) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者のうち、保健婦助産婦看護婦法第二十一条第四号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたる者

五 受験手続

(一) 受付期間

平成十四年一月四日（金）から一月十五日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで

郵送の場合は、平成十四年一月十五日（火）の消印のあるものまで受け付ける。

(二) 試験申込書の請求先

熊本県健康福祉部医務福祉課又は県立の保健所

郵送の場合は、百四十円切手を同封して、熊本県健康福祉部医務福祉課へ請求すること。

(三) 試験申込書の提出先

熊本県健康福祉部医務福祉課看護係
郵便番号八六二一八五七〇 熊本市水前寺六丁目十八番一号

なお、郵送の場合は封筒の表面に「准看護婦試験申込書在中」と朱書きし、書留郵便で送ること。

(四) 提出書類等

ア 平成十四年熊本県准看護婦試験申込書

イ 受験資格を有することを証明する書類

(ア) 四の受験資格(一)、(二)又は(三)に該当する者で修業又は卒業した者は、修業証明書又は卒業証明書を提出すること。また、平成十四年三月までに修業し、又は卒業する見込みの者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出すること。

(イ) 四の受験資格(四)に該当する者は、都道府県知事が交付した准看護婦受験資格認定書の写しを提出すること。

ウ 受験料

六千九百円(申込書の所定の欄に熊本県収入証紙を貼ること。)

(ア) 県外居住者で郵便により試験申込書を提出する者は、熊本県収入証紙の代わりに、郵便局が発行する定額小為替証書を同封すること。

(イ) 試験申込書受理後は、受験手数料は返還しない。

(五) 受験票の交付

受験票は、平成十四年二月六日(水)までに郵送により交付する。

なお、上記期日までに届かないときは、熊本県健康福祉部医務福祉課看護係まで問い合わせること。

(六) 試験申込書の記入上の注意点

試験申込書の作成に当たっては、次の点に注意すること。

ア 試験申込書に記入する氏名は、戸籍(外国人の場合は、外国人登録済証明書)に記載されている文字を使用すること。

イ 写真は、試験申込み前六か月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルのものとし、その裏面には氏名を記載して写真票に貼り、写真票の所定の事項を記入すること。

ウ 受験票の裏面には、五十円切手を貼ること。ただし、一括申込みの場合は返信用封筒に受験票の郵送に必要な額の切手を貼ること。

六 合格者の発表

試験の合格者は、平成十四年三月十四日(木)午前十時に県庁行政棟本館一階県民ホール及び県内保健所(熊本市を除く。)に掲示する。

また、合格者には、合格証書を郵送により交付する。

七 口頭による個人情報の開示請求

この試験について、下記により自己に関する個人情報を口頭により開示請求することができる。

1 開示を行う期間 合格発表の日から一か月

2 開示を行う場所 熊本県健康福祉部医務福祉課

3 開示を行う内容 総合得点

本人であることを証明するために、受験票を持参すること。

八 その他

四の受験資格(一)、(二)又は(三)に該当する者で、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者については、平成十四年三月十一日(月)までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。

九 問い合わせ先

熊本県健康福祉部医務福祉課看護係

電話〇九六―三八三―一一一(内線七〇五三、七〇五四)

登 載 依 頼

天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会(健康危機管理推進会議)公告第一号

平成十三年度第一回天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会(健康危機管理推進会議)の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成十三年十一月十二日

天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会

一 開催日時

平成十三年十一月二十二日(木)

午後二時から午後三時三十分まで

二 開催場所

本渡市今釜新町三五七―一

九州労働金庫天草支店二階会議室

三 議題

- 1 会長・副会長の選出について
- 2 救急告示病院の更新について
- 3 米国同時多発テロを契機とするテロ事件発生に関する対応について
- 4 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

- 1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

- 2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 その他

議題2については非公開

七 問い合わせ先

本渡市今釜新町三五三〇

天草地域保健医療推進協議会事務局（熊本県天草保健所総務企画課）

（電話〇九六九―三三―〇一七二）

熊本県環境審議会公告第一号

熊本県環境審議会廃棄物部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成十三年十一月十二日

熊本県環境審議会廃棄物部会会長 竹内重年

一 開催日時

平成十三年十一月十九日（月）

午後二時から午後五時まで

二 開催場所

熊本市水前寺一丁目三十三の十八

水前寺共済会館 二階「孔雀」

三 議題

熊本県廃棄物処理計画について

傍聴席の定員 十人

五 傍聴手続

- 1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、廃棄物部長の許可を得たうえで、会場に入ることができる。

- 2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県環境審議会廃棄物部会事務局（熊本県環境生活部廃棄物対策課）

（電話〇九六―三八三―〇六二八）

平成十三年十一月十二日
熊本市印刷所
発行

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地
株式会社
電話代〇九六二八六三三番社八

